

庄内町代表監査委員 齋 藤 昌 史 殿
庄内町監査委員 石 川 保 殿

庄内町長 原 田 眞 樹

財政援助団体監査の結果に係る措置について（通知）

平成28年11月29日付け監発第64号にて提出のありました財政援助団体監査結果報告書に基づき、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

監査の対象 庄内町社会福祉協議会補助金

指摘を受けた事項	指摘に対する措置
<p>① 庄内町社会福祉協議会補助金について 平成27年度庄内町社会福祉協議会補助金の返還事由内訳を見ると、人件費、事務費、事業費、負担金に分けてあるが、庄内町社会福祉協議会補助金交付要綱（以下「要綱」という。）によれば、別表（第2条関係）の区分（1）協議会の運営に要する人件費となっており、事務費、事業費、負担金は対象となっていないと考えられるので、要綱との整合性について検討・整備されたい。</p> <p>また、補助対象人件費の全勤務時間に占める社会福祉法人庄内町社会福祉協議会（以下「庄内町社協」という。）の運営に要する時間の割合についても（資料：平成27年度 人件費内訳書）、平成27年度職員事務分担表から見ると、例えば事務局長は余目・立川老人福祉センター所長を兼ねるとともに全ての他事業の総括を担当しておる等、その人件費全額が補助対象とは言えないと考えるのが妥当であり、老人福祉センターの臨時業務員に</p>	<p>社会福祉協議会への補助金の交付要綱はこれまで定められておらず、平成27年に要綱を定めました。その際、補助対象となる経費において別表にて規定しましたが、（1）協議会の運営に要する人件費と規定したため、（4）その他町長が特に必要と認める事業に要する経費において、事務費、事業費及び負担金を補助対象経費としております。左記の指摘を受け、平成28年度末に要綱の改正を行い、対象経費を明確にしております。</p> <p>また、補助対象職員の人件費内訳比率については「職員事務分担表」による内容を勘案し、社会福祉協議会にて按分比率を定めておりますが、その按分比率が適正であるかの判断は難しいところがあると考えております。しかしながら、事務局長においては、指摘のとおり協議会の全ての他の事業の総括を担当することを考えると、その人件費が全額補助対象と言えないと考えるのが妥当と思っております。平成29年度予算における説明では、事務局長の人件費の按分は難しいとの社協側の考えでありましたが、今後も調整を図っていく事としてお</p>

<p>至っては補助対象外が妥当であると考え る。</p> <p>補助対象職員の人件費内訳比率につ いては、「職員事務分担表」による内容を十 分勘案し、適正な按分比率をもって補助 金を算出するようにされたい。</p>	<p>ります。</p>
<p>② 事業運営基金について</p> <p>平成 27 年度末の庄内町社協全体の定 期預金合計は 97,431,585 円（基本金 200,000 円を含む）となっているが、社 会福祉法人における積立金に関しては、 「社会福祉法人が経営する社会福祉施設 における運営費の運用及び指導につい て」（平成 16 年 3 月 12 日厚生労働省雇用 均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・ 援護局長、厚生労働省老健局長連名通知、 一部改正通知の最後平成 24 年 3 月 28 日 付）において考え方が示され通知されて いる。</p> <p>この「通知」によれば、「長期に安定し た経営を確保するため将来発生が見込ま れる経費として使用計画を作成の上、以 下の積立金（人件費積立金、修繕積立金、 備品積立金の 3 種類）に積み立て次年度 以降の当該施設の経費に充当することが できるものである」とされている。費用 の発生する時期等を考慮の上、使途及び 使用計画を作成することを前提としてお り、あくまで計画的な使用を前提とした 積み立ての場合にその計上を容認してい るものであり、単に積み立てることを容 認しているものではないと考えられる。</p> <p>庄内町社協の事業運営積立金について は、具体的な使用計画等ははっきりして いない。</p> <p>財政基盤強化のため積み立てることは 是とするも、庄内町社協は極めて公共性 の高い法人で、多額の補助金が交付され ている団体であり国が示している会計基 準や通知にそった公正妥当な事務の執行</p>	<p>社会福祉協議会における積立金においては、 以前は、明確な使用計画等はなかったと聞いて おります。今後は、本庁舎への入居を見込み、 これまでの積立金をどう取り扱うかを確認し ていきます。</p>

<p>が求められる。</p> <p>積立金の取り扱いについて指導・監督されたい。</p>	
<p>③ 福祉員等への補助金交付について</p> <p>平成 27 年度決算では、福祉員等の報酬等について補助金が支払われているが、福祉員等は特別に法律や条例に基づく制度ではなく、それぞれの社会福祉協議会が事業に対する必要等に応じて設置しているもので、例えば福祉員については名称、役割も各社会福祉協議会によって違っている。設置されている場合でも基本はあくまでもボランティアであり、山形市社会福祉協議会では 2,000 円の報酬となっている等各社会福祉協議会で違っているものであるが、庄内町社協の考え方は、社会福祉法（以下「法」という。）に基づく理事、監事、評議員と同様と考えて社会福祉法人庄内町社会福祉協議会役職員給与等支給規程に記載されているが、法に基づく理事、監事、評議員以外、その他の委員は別と考えるべきであり、その他の委員については、設置の趣旨から言って他の社会福祉協議会ではほとんどが要綱できめており、社会福祉協議会によってはわざわざ法や条例で定めているものではない旨但し書きしているものもある。</p> <p>したがって、福祉員、調査員・委員、心配ごと相談所長・相談員については、仕事内容から基本的に事業実施に伴う経費と考えることが妥当であり、要綱に定める補助金交付の対象外と考えるものである。</p> <p>精査・検討されたい。</p>	<p>福祉員に係る対象経費については、監査からの指摘をうけ、平成 29 年度より補助金の対象外としております。また、事業に係る人件費については事業実施に伴う経費ととらえる事が妥当と考えるので今後精査してまいります。</p>
<p>④ 会費納入に対する奨励金の交付について</p> <p>平成 26 年 4 月 1 日から施行の「社会福祉法人庄内町社会福祉協議会、住民協力</p>	<p>社会福祉協議会の会費については、地域福祉活動推進事業費として社会福祉協議会が実施する各種事業費となっていることから、補助対象経費以外であり、これまでその使途にあたって</p>

費集落一括納入及び完納奨励金交付要綱」に基づき、会費を各世帯から直接集金して、かつ、一括納付した場合及び全世帯が完納した場合の集落等に奨励金を交付するものであるが、原則庄内町社協の目的に賛同して加入し会費を納付する、任意加入・納付制度と矛盾しないのか。あたかも自治会加入世帯イコール会員と強制することとなる危惧はないのか。対象となった自治会長が代表として奨励金を受け取ることとなっているが、受け取った奨励金は会員にどのように反映することとなるのか等、多くの問題点を含んでいると考えられる。

他方、庄内町社協HPに掲載されている「会員と会費」の目指す会員像とも言える、振替用紙による正に自らの意志により会費納入されている会員はもとより、対象外となった会員との公平性との整合性はどうか考えた方が良いのか。

また、奨励金の予算はどの予算から支出されているのか。もし、集めた会費から支出されているとするならば会費納入した会員に対しどう説明するのか。

実態を精査するとともに、非営利社会福祉法人として妥当な集金方法であるか、指導の必要があるかも含めて検討されたい。

は特に指導した経過はありません。よって会費の納入方法等についても同様であり、財政援助であるが、この制度については機関決定を行って行っている制度であり、その効果の検証を含め経過を見守る必要があると考えています。